議会議案第1号

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当 に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年6月19日提出

提出者	鎌倉市議会議員		久	坂	くにえ	
賛成者	司	上	岡	田	和	則
同	同	上	三	宅	真	里
同	司	上	納	所	輝	次
同	司	上	前	Ш	綾	子
同	司	上	髙	橋	浩	司
同	司	上	吉	岡	和	江
同	司	上	中	澤	克	之

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 の一部を改正する条例

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和32年4月条例第4号)の一部を次のように改正する。 附則に次の1項を加える。

6 平成25年7月1日から平成26年7月31日までの間における報酬月額は、第 2条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる報酬月額から、当該報酬月額に $\frac{5.6}{100}$ を乗じた額を減じた額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。